



大阪地方最低賃金審議会専門部会委員の候補者の推薦に関する公示

大阪労働局一般公示第49号

最低賃金法（昭和34年法律第137号）第25条第4項において準用する同法第23条第1項及び最低賃金審議会令（昭和34年政令第163号）第6条第4項において準用する同令第3条の規定に基づき、大阪府自動車小売業最低賃金の改正決定に係る専門部会の委員を任命したいので、大阪府の区域内で自動車小売業（二輪自動車小売業（原動機付自転車を含む）を除く。以下同じ。）、当該産業において管理、補助的経済活動を行う事業所又は純粋持株会社（管理する全子会社を通じての主要な経済活動が自動車小売業に分類されるものに限る。）を営む使用者又はこれに使用される労働者（これらの者の団体を含む。）は、下記「大阪地方最低賃金審議会専門部会委員候補者推薦要領」により、それぞれ労働者を代表する委員又は使用者を代表する委員の候補者を推薦されたい。

平成24年8月22日

大阪労働局長 西岸正人

記

大阪地方最低賃金審議会専門部会委員候補者推薦要領

1 推薦者資格

- (1) 労働者を代表する委員の候補者を推薦する資格を有するものは、大阪府の区域内で自動車小売業（二輪自動車小売業（原動機付自転車を含む）を除く。以下同じ。）、当該産業において管理、補助的経済活動を行う事業所又は純粋持株会社（管理する全子会社を通じての主要な経済活動が自動車小売業に分類されるものに限る。）を営む使用者に使用される労働者又はその団体であること。
- (2) 使用者を代表する委員の候補者を推薦する資格を有するものは、大阪府の区域内で自動車小売業（二輪自動車小売業（原動機付自転車を含む）を除く。以下同じ。）、当該産業において管理、補助的経済活動を行う事業所又は純粋持株会社（管理する全子会社を通じての主要な経済活動が自動車小売業に分類されるものに限る。）を営む使用者又はその団体であること。

2 候補者資格

候補者は、国家公務員法（昭和22年法律第120号）第38条の各号のいずれにも該当しないものであること。

3 推薦手続

- (1) 推薦の方法
推薦に当たっては、別紙様式の推薦書により、それぞれ推薦すること。
- (2) 推薦締切日
平成24年8月30日
- (3) 推薦書の提出先
大阪労働局労働基準部賃金課
(大阪市中央区大手前4-1-67大阪合同庁舎第2号館)

別 紙

平成 年 月 日

大阪労働局長 殿

推薦者（代表）

住 所

氏 名 (印)

(団体の場合は所在地、名称、代表者職氏名)

労働者代表

大阪府自動車小売業最低賃金専門部会の〔 〕委員の候補者として、

使用者代表

下記の者の内諾書を添付の上推薦します。

記

氏 名	年齢	現 職	所属団体及びその地位	略 歴	備 考

(記入注意)

「現職」又は「所属団体及びその地位」欄には、候補者の現職又は所属団体が多数ある場合には、そのすべてを記入すること。

内 諾 書

大阪労働局長 殿

平成 年 月 日

氏 名 印

私は、貴職から大阪地方最低賃金審議会大阪府自動車小売業最低賃金専門部
会委員に任命されることを内諾します。